

半島振興法の延長を求める意見書（案）

半島地域においては、半島振興法の制定以来、交通基盤や生活環境の整備等に一定の成果が現れてきている。

しかしながら、半島地域は、他の地域と比べ人口減少や少子・高齢化が進行し、特に半島先端部及び中間部において深刻となっている。また、交通・情報通信等の産業基盤及び社会基盤の整備等の面で、依然として多くの課題を抱えている。

さらに、本年 1 月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」では、津波や土砂崩れ、大規模火災により甚大な被害が生じており、被災した半島地域では、前述の少子・高齢化や脆弱な財政基盤等により災害復旧や生活の基盤確保が困難な状況にあるなど、半島地域は災害に対しても脆弱である。

半島地域のさらなる振興と持続的かつ自立的な発展に資するためには、施策の充実が一層求められていることから、令和 6 年度末で適用期限を迎える半島振興法について適用期限の延長及び「半島防災」という新たな視点に立った国土強靱化対策を強力に進めるとともに、必要な予算・財源を確保することを強く要請する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

様

和歌山県議会議長 鈴木 太雄

（提出者）

半島振興・地方創生対策特別委員会
委員長 谷 洋一

（意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）